

脳ドック実施要領

1 趣旨

公立学校共済組合静岡支部（以下「共済組合」という。）は、福利厚生事業の一環として脳ドック事業を実施し、共済組合の組合員（以下「組合員」という。）の健康管理の推進を図る。

2 受診者

当該年度の4月1日現在、41、46、51、56歳及び61歳の組合員で受診を希望する者。

なお、臨時的任用職員等については、当該年度の4月1日から1年以上の任用が確実に見込まれる者を対象とする。

ただし、対象年齢であっても次に掲げる者は受診対象者から除く。

- (1) 4月1日以降、退職等により受診日前に組合員の資格を喪失する者
- (2) 任意継続組合員

3 健診機関及び受診者負担額

健診機関は、当該年度の契約健診機関とする。受診者負担額は共済組合が一律15,000円を負担するので、受診経費と15,000円の差額を受診者が負担するものとする。

4 検査項目

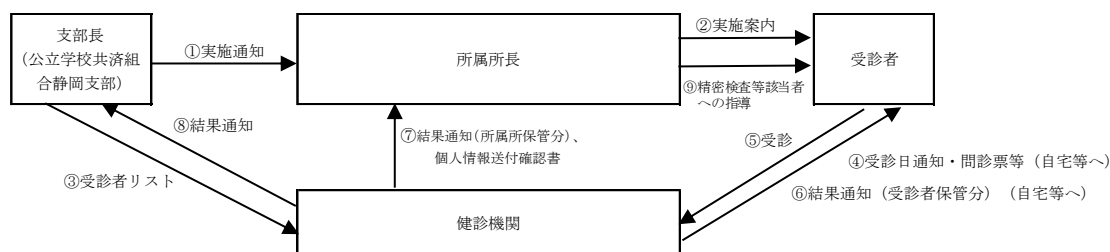
MR I・MR A検査（頭部断層撮影・頭部血管撮影による画像診断）及び各健診機関が定める項目とする。

5 実施期間

毎年6月～11月

6 実施方法

(1) 概要図



(2) 受診日の通知

健診機関から受診者が指定した住所へ通知する。

(3) 検査結果の通知

ア 所属所への通知

健診機関から所属所保管分の健診結果が「個人情報送付確認書」とともに所属所長あてに送付される。

イ 受診者個人への通知

受診者保管用の健診結果が受診者が指定した住所へ送付される。（健診当日手渡しされる場合もある。）

7 受診日の変更

受診者は、指定された受診日の概ね14日前までに健診機関に直接連絡し変更する。

なお、受診日の変更をする場合であっても、実施期間の6月から11月までの間に必ず受診すること。

やむを得ない事情により、実施期間内に受診できない場合は、速やかに所属所長及び公立学校共済組合静岡支部（共済企画班福祉担当）へ報告する。

8 受診の取消し

やむを得ない事情により、受診の取消しをする場合は、所属所長及び公立学校共済組合静岡支部（共済企画班福祉担当）に取消しの旨とその理由を報告するとともに、健診機関に受診の取消しを連絡する。

9 検査の結果、異常があった者の取扱い

所属所長は、検査の結果、精密検査又は再検査及び治療の指示を受けた者から、当該結果について報告を受けた場合は、速やかに必要な検査を受ける等の指導をする。

10 共済組合が実施する人間ドックとの関連

同一年度に人間ドックの受診も可とする。また、人間ドックと脳ドックの同日受診を希望する場合は、受診者が健診機関と直接日程調整する。

11 個人情報の取扱い

検査結果の取扱いについては、受診者のプライバシーに配慮すること。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この改正は、令和7年4月1日から施行する。